

7 待機となった場合（4月及び各月申込み共通）

有効期間と取下げについて

- ◆待機となった方には、入園希望月初月のみ「待機」となった旨が記載された「利用調整結果通知書」を郵送します。
（4月入園申込み → P.12の結果発表日 5月以降の入園申込み → 入園希望月の前月14日頃）
※4月の一次募集で待機となり、二次募集で継続して待機となった場合、「利用調整結果通知書」は送付されません。
- ◆申込みは年度単位です。次年度も入園希望する場合は、再度受付期間内に申込みが必要です。
- ◆申込書の有効期間は、令和9年1月入園の利用調整会議までですが、保護者の状況によって書類提出が必要です。

求職中	求職中で申込みをし、認定有効期間終了月の月末までに「求職活動報告書（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）の提出がない場合は、認定有効期間終了月の翌月分利用調整までが有効期間となります。有効期間内に提出された場合は、新しい「教育・保育給付認定決定通知書」を交付し有効期間を更新します。
就学	就学事由で申込みの場合、就学終了月をもって申込みは取下げになります。
出産	出産事由で申込みの場合、出産事由の期間終了をもって申込みは取下げになります。
転出	転出等で江東区民でなくなった場合、申込みは取下げになります。

追加書類について

申込時の状況に変化があった場合には書類提出が必要です。各月受付締切日までにご提出ください。（郵送・電子可）
ここでは主な内容について挙げていますが、詳しい提出書類についてはP.24～26をご確認ください。

就労内定で申込後 就労開始した方	指数に関わるため、就労開始後に証明日が就労開始日以降の「就労証明書（区様式）」をご提出ください。
就学内定で申込後 就学開始した方	就学内定で申込みされた方は入学後、 在学証明書及びカリキュラム をご提出ください。（学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合はカリキュラムの提出は必要ありません。）
認可外保育施設に 月極で預け始めた方	調整指数に関わるため、「 受託証明書（区様式） 」をご提出ください。（※1）
希望園変更する方	「 保育所等利用申込の希望変更届（区様式） 」をご提出ください。（※2）

- ※1 「受託証明書（区様式）」と、保護者が就労（復職）していることの証明（「復職証明書（区様式）」、「就労証明書（区様式）」等）の提出があった場合に、P.38「調整指数14番」の対象となります。
- ※2 5月以降の入園の空き状況は、入園希望月の前々月下旬に区ホームページに掲載します（窓口での閲覧も可能です）。

居宅訪問型保育（待機児童向け）

令和8年4月入園二次募集後に継続して待機となった児童を対象に、児童の自宅に保育者（交代制）が訪問し、1対1で保育を提供する事業です。

（１）受付期間

《4月利用》 未定（二次利用調整結果発表後）

《6月～1月利用》

利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）	利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）
6月利用	令和8年3月6日（金）～ 4月3日（金）	10月利用	令和8年7月6日（月）～ 8月5日（水）
7月利用	令和8年4月6日（月）～ 5月7日（木）	11月利用	令和8年8月6日（木）～ 9月4日（金）
8月利用	令和8年5月8日（金）～ 6月5日（金）	12月利用	令和8年9月7日（月）～ 10月5日（月）
9月利用	令和8年6月8日（月）～ 7月3日（金）	1月利用	令和8年10月6日（火）～ 11月5日（木）

（２）事業概要

利用施設	運営事業者が児童のご自宅で保育 【運営事業者】 ル・アンジェ株式会社（連絡先：03-5784-0447） 株式会社ポピンズファミリーケア（連絡先：0120-27-2100）
対象児童	0歳（生後57日～）～2歳児クラス（江東区民のみ） ※以下に該当する方につきましては、申込み及び利用することができません。 ・認可保育園等に在園し、転園申請で待機となっている方 ・利用する児童の下の子の育児休業を取得している場合 ・未申込み児童を家族等が保育している方、ご自宅において保育環境を確保できない方 ・転入予定で認可保育園等の申込みをし、まだ本事業申込み時点で江東区民ではない方 ・育児休業延長許可届を提出して待機となっている方
保育時間	月曜日～土曜日（日・祝日および年末年始は行いません） 7:15～18:15 ※スポット延長保育 18:15～20:15（30分毎500円） ※月極延長保育は契約不可
保育料	令和7年9月より第1子保育料が無償化されたことにより、すべての児童の保育料はかかりません。

（３）申込方法・選考方法

申込方法	保育支援課保育サービス係窓口または郵送・電子で申込み ※6月～1月利用は、認可保育園等の新規申込と同時に申込み可
選考方法	【4月利用】二次利用調整に準じて決定 【6月～1月利用】各月の認可保育園等の利用調整に準じて決定

- ◆上記で「未定」となっている項目や各事業の申込方法・受付期間・募集人数等については、詳細が決まり次第、区ホームページ等でご案内します。
- ◆居宅訪問型保育（待機児童向け）は、認可保育園等の在園条件に準じています。求職期間中に就労開始できなかった場合や育児休業復職予定で入園月中に復職できなかった場合は、当該事業の利用ができなくなります。
- ◆利用開始前に、内定者のご自宅に事業者及び区職員が訪問します。安全に保育が行える環境でない場合は、利用を断る場合があります。

あっせん利用（4月入園のみ）

- ◆令和8年4月入園の二次募集後も待機となった方を対象に、二次利用調整を行ってもなお欠員が生じたクラスについて利用調整を行う事業です。
- ◆申込方法・受付期間・募集人数等については、詳細が決まり次第、区ホームページ等でご案内します。